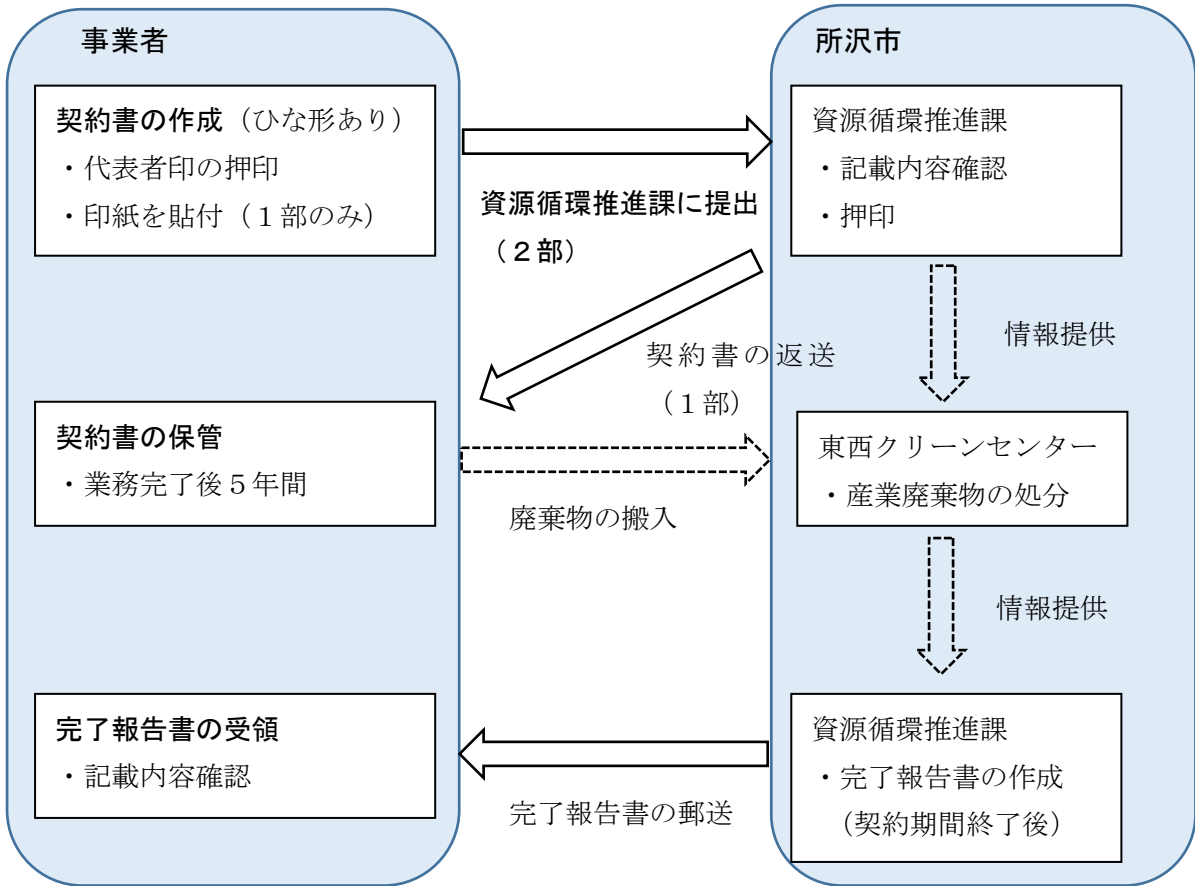


産業廃棄物処分委託契約手続きのご案内

1 手続きの流れ

手続きの流れは下図のようになります。
(実線の矢印が書類のやり取りを示しています。)



2 印紙税額

印紙税額は契約金額により、決まります。
金額に応じた印紙を貼付してください。

	非課税
1 万円未満	非課税
1 万円以上 1 0 0 万円以下	2 0 0 円
1 0 0 万円を超え 2 0 0 万円以下	4 0 0 円
2 0 0 万円を超え 3 0 0 万円以下	1 千円
3 0 0 万円を超え 5 0 0 万円以下	2 千円
5 0 0 万円を超え 1 千万円以下	1 万円
1 千万円を超え 5 千万円以下	2 万円

3 受入できる廃棄物の種類

市内で発生したものに限り、搬入できます。

処分手数料は 250 円/10kg です。(令和 2 年 4 月から)

(1) 産業廃棄物

紙くず (PCB が塗布されたものを除く)

木くず (工作物の除去に伴って生じたものを除く)

① 丸太及び角材は、長さ 1.5m、太さ (角材は一辺) 30cm まで

※太さが 30cm 近い場合は、長さを 40cm 程度にしてください。

② 板材は、長さ 1.5m、厚さ 10cm、幅 50cm まで

③ コンパネ・ベニヤ板は 90cm×90cm まで (1 回の搬入は 10 枚まで)

※石膏ボード、プラスチック類、金属類が付着したものや家屋の解体に伴って発生したものは、搬入できません。

繊維くず

(2) 事業系一般廃棄物 (燃やせるごみに限る)

4 産業廃棄物と一般廃棄物の区分

産業廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって定義されています。紙くず、木くず、繊維くずについては、以下の指定業種から排出されたものが産業廃棄物に該当します。

○ 紙くず

建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)

パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業 (新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業 (印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの
ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだもの

○ 木くず

建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)

木材又は木製品の製造業 (家具の製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの

貨物の流通のために使用したパレット (パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。) に係るもの

ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの。

○ 繊維くず

建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)

繊維工業 (衣服その他の繊維製品製造業を除く。) に係るもの

ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの。

(参考)

関連根拠条文

条文の一部を抜粋して記載しています。

「法」は、法廃棄物の処理及び清掃に関する法律を表しています。

○契約書関係

(法第12条第6項)

事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(法政令第6条の2第4号)

委託契約は、書面により行う。

○産業廃棄物管理票（マニフェスト）関係

(法第12条の3第1項)

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、産業廃棄物管理票を交付しなければならない。

(法施行規則第8条の19)

法第12条の3第1項の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

1 市町村に産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合

以上より、市に産業廃棄物の処理を委託する場合は、**書面による契約は必要ですが、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付は不要となります。**